

## 習志野市特定建設工事共同企業体取扱（試行）要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、習志野市が発注する大型工事及び特殊工事の安定的施工を確保するとともに、建設業者の施工能力、経営力の向上及び受注機会の拡大を図るため、共同企業体方式で工事を施工する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完成、引渡しにより解散する共同企業体をいう。

### （対象工事の種類及び規模）

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事であつて、技術的難易度の高い工事とする。

- （1）設計金額が3億円以上の土木構造物工事
- （2）設計金額が5億円以上の建築工事
- （3）設計金額が1億5千万円以上の設備・その他工事

2 前項に規定するもののほか、市長が必要と認める工事については特定建設工事共同企業体に発注できるものとする。

### （構成員の要件）

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- （1）本市の建設工事に係る入札参加業者資格者名簿に登録されている者。
- （2）対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから5年以上の営業実績がある者。
- （3）工事規模にかかわらず対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとして一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験がある者。
- （4）対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者。

(構成員数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員は、2社とする。ただし、設計金額が第3条に掲げる金額の2倍を超える工事については、2社又は3社とする。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態)

第7条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率	構成員数	最小出資比率
2社	30%	3社	20%

(入札参加資格審査委員会)

第10条 対象工事を特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、習志野市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、次の事項について審査を受けるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による発注の適否
- (2) 構成員数
- (3) 入札参加資格に係る要件

(契約方法)

第11条 特定建設工事共同企業体に発注する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第234条第1項に規定する一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5

及び第167条の5の2に規定する制限を付した一般競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の特定建設工事共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約の方法によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

（発注の報告）

第12条 契約担当課長は、第10条の規定により対象工事が特定建設工事共同企業体に発注することが決定されたときは、市長に答申しその承認を受けなければならない。

（公告及び入札等）

第13条 特定建設工事共同企業体に発注するときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告等し、公告等をした日から原則として15日以内に特定建設工事共同企業体入札参加審査申請書（指定様式）に、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、使用印鑑届（様式第3号）、特定建設工事共同企業体客観的事項調査表（様式第4号）を添えて資格審査の申請をするものとする。

- （1）特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- （2）工事場所
- （3）工事概要
- （4）特定建設工事共同企業体入札参加審査申請書の受付期間及び受付場所
- （5）特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件、格付等
- （6）その他必要と認められる事項

（入札参加資格の審査）

第14条 市長は、前条の申請があったときは、すみやかに審査を行い、審査結果を代表者に通知するものとする。

2 第1項の審査により適格とされた者は、資格者名簿に登録されたものとみなすものとする。

3 市長は、参加申請をしようとした者の名称、参加できなかった者の名称及び理由を公表するものとし、公表に関し必要な事項は別に定めるものとする。

（有効期間）

第15条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

（運営委員会編成表の提出）

第16条 契約企業体の代表者は、契約を締結した日から7日以内に共同企業体編成表（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（施工の確保）

第17条 事業担当課長は、契約企業体から提出された協定書及び共同企業体編成表に基づき、構成員による共同施工が適切に行われているかどうか、適宜調査を行うものとする。

2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

3 事業担当課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、指名停止等必要な手続きを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 運用上の留意事項

(対象工事の種類及び規模関係)

第3条 市工事の発注は、単体発注が原則であり、本条に該当すると認められる工事であっても、特定建設工事共同企業体に発注する必要がない場合は、当然単体発注によるものとする。

2 「技術的難易度の高い工事」としては、次に掲げるような工事が考えられる。

(1) 道路、下水道等の土木構造物であって大規模な建設工事

(2) 大規模建築工事

(3) 設備・その他工事としては、設備、造園、解体等の大規模な建設工事

(構成員の要件関係)

第4条 構成員は、本条第1号から第4号までのすべての要件を満たすものでなければならない。

2 第3号中の「対象工事を構成する一部の工種を含む工事」とは、例えば、建築工事における鉄骨組立工事等をいう。

3 第3号中の「経験ある者」には、下請けとして施工した実績があるものも含むものとする。

(構成員数関係)

第5条 構成員の脱退は、原則として認めない。

(運営形態関係)

第7条 各構成員が分担する工事を決め施工するいわゆる「分担施工方式」は、認めないものとする。

(代表者関係)

第8条 「最大の施工能力を有する者」とは、原則として経営事項審査に基づく総合数値の上位の者とするが、構成員間の格差が僅少である場合は、いずれが代表者となっても指し支えないものとする。

(出資比率関係)

第9条 代表者の出資割合は、できるだけ高いことが望ましい。

(契約方法関係)

第10条 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「再度入札に付し落札者がいないとき。」又は同項第7号の「落札者が契約を締結しないとき。」の場合については、随意契約に付することができるものとする。

また、既に施工中の対象工事に関連する新たな工事を当該対象工事を施工中の共同企業体に追加発注する必要がある場合は随意契約ができることとしたが、その適用に当たっては、規定の趣旨を十分尊重して安易な運用は避け

ること。

(公告及び入札等関係)

第11条 協定書の書式は、市があらかじめ定めた書式(別記第1号様式)によることとし、任意の書式は認めない。

(入札参加資格審査関係)

第12条 本条の審査は、構成員数、組合せ、出資比率等について行う。

(共同施工の確保関係)

第14条 事業担当課長は、建設業法で義務付けられている施工体系図・施工体制台帳も参考にして、当該工事の監督職員から随時報告を受け、共同施工の状況の把握に努めるものとする。

(その他関係)

第15条 特定建設工事共同企業体に対する通知、契約に基づく工事の監督、請負代金の支払等の行為は、すべて代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

その他

契約書における相手方の表示は、次のとおりとする。

○ ○○○特定建設工事共同企業体

構成員	住所
(代表者)	商号又は名称
	代表者職氏名

構成員	住所
	商号又は名称
	代表者職氏名